鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

改正前

鳥取県条例第78号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

改正後

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動後号等」という。)が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等(以下この条において「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等(以下この条において「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号	第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号
に定める額の手数料を徴収する。	に定める額の手数料を徴収する。
(1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第14条	
の規定により認証した旨を附記した宗教法人の規	
則の謄本の再交付 1件につき650円	
<u>(1の2)</u> 略	<u>(1)</u> 略
(1の3) 行政書士法第3条第2項に規定する行政	
書士試験の合格者が合格証を亡失し、又は損傷し	
たときその他必要があるときに行う合格証明書の	
<u>交付</u> 1件につき650円	
(2) 地方公務員として県に在職した履歴、退職そ	
の他の事実の証明(労働基準法(昭和22年法律第	
49号) 第22条の規定に基づき交付するもの及び地	
方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)	
第144条の31に規定する事務に係るものを除く。)	
1件につき650円	
<u>(3)</u> 略	<u>(2)</u> 略
<u>(4)</u> 略	<u>(3)</u> 略
<u>(5)</u> 略	<u>(4)</u> 略
	<u>(5)</u> <u>削除</u>
(6)~(10) 略	(6)~(10) 略

の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研 修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につ き8,000円

イ 略

- (12) $\sim (13の4)$ 略
- (14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付 1 件につき650円
- (15)~(15の4) 略
- (15の5) 鳥取県立保育専門学院における成績証明 書の交付(卒業した者に対して交付するものに限 る。) 又は指定保育士養成施設卒業証明書の再交 付 1件につき420円
- (16)~(24) 略
- (24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績 証明書又は卒業証明書の交付(卒業した者に対し て交付するものに限る。) 1件につき420円
- (25) 及び(26) 略
- (26の2) 鳥取県立歯科衛生専門学校における成績 証明書又は卒業証明書の交付(卒業した者に対し て交付するものに限る。) 1件につき420円
- (27)~(160) 略
- (161) 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に 基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交 付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額
 - ア 登録簿の謄本の交付 1件につき650円 イ略
- (162)~(177) 略
- (178) 電気工事業法第16条の規定に基づく登録電 気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲 げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき650円 イ略
- (179) \sim (184) 略
- (185) 計量法第115条の規定に基づく計量証明の事 業の登録証の訂正若しくは再交付又は登録簿の謄 本の交付若しくは閲覧 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める額

- イ 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき650円 ウ略
- (186)~(201) 略

(11) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条 (11) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条 の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研 修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につ き7,000円

イ 略

- (12) $\sim (13の4)$ 略
- (14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付 1 件につき700円
- (15)~(15の4) 略
- (16) \sim (24) 略
- (25) 及び(26) 略
- (27)~(160) 略
- (161) 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に 基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交 付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額
 - ア 登録簿の謄本の交付 1件につき630円 イ 略
- $(162) \sim (177)$ 略
- (178) 電気工事業法第16条の規定に基づく電気工 事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる 区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき600円 イ略
- (179)~(184) 略
- (185) 計量法第115条の規定に基づく計量証明の事 業の登録証の訂正若しくは再交付又は登録簿の謄 本の交付若しくは閲覧 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める額

- イ 登録簿の謄本の交付 1枚につき760円 ウ略
- (186)~(201) 略

(201の2) 鳥取県立高等技術専門校における成績 証明書又は修了証明書の交付(職業訓練を修了し た者に対して交付するものに限る。) 1件につ き420円

(202)~(208) 略

(209) <u>鳥取県立農業大学校における成績証明書又は卒業証明書の交付(卒業した者に対して交付するものに限る。)</u> 1件につき420円

(210) 削除

(211)~(249) 略

(250) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条 第1項の規定に基づく免許漁業原簿の謄本等の交 付又は免許漁業原簿等の閲覧 次に掲げる区分に 応じ、それぞれに定める額

ア 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付 用紙1 枚につき650円

イ 略

(251)~(254) 略

(255) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録の 謄本の交付 用紙1枚につき650円

(256) \sim (267) 略

(268) 建設業法第3条第1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。)に関する証明書の交付 1通につき650円

(269)~(280) 略

(281) 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化 槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲 げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき<u>650円</u> イ 略

(281の2)及び(281の3) 略

(281の4) 建設再資源化法第21条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。)に関する証明書の交付 1件につき650円

(282) 略

(282の2) 道路の幅員に関する証明書の交付 1 件につき650円

(283)~(295) 略

(295の2) 採石法第32条の規定による登録をした 採石業者に対する採石業者登録証の再交付 1件 につき4,500円

(295の3) 採石法施行規則(昭和26年通商産業省 令第6号)第8条の13の規定に基づく採石業務管 理者試験合格証又は採石業務管理者認定証の再交 (202)~(208) 略

(209)及び(210) 削除

(211)~(249) 略

(250) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条 第1項の規定に基づく免許漁業原簿の謄本等の交 付又は免許漁業原簿等の閲覧 次に掲げる区分に 応じ、それぞれに定める額

ア 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付 用紙1 枚につき520円

イ 略

(251)~(254) 略

(255) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録の 謄本の交付 用紙1枚につき440円

(256) \sim (267) 略

(268) 建設業法第3条第1項の許可(同条第3項 の許可の更新を含む。)に関する証明書の交付 1通につき400円

(269) \sim (280) 略

(281) 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化 槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲 げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき<u>680円</u> イ 略

(281の2)及び(281の3) 略

(281の4) 建設再資源化法第21条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。) に関する証明書の交付 1件につき400円

(282) 略

(283) \sim (295) 略

付 1件につき2,000円

(296)~(300) 略

(300の2) 砂利採取法第3条の規定による登録を した砂利採取業者に対する砂利採取業者登録証の 再交付 1件につき4,500円

(300の3) 砂利採取業者の登録等に関する規則(昭 和43年通商産業省令第80号) 第14条の規定に基づ く砂利採取業務主任者試験合格証又は砂利採取業 務主任者認定証の再交付 1件につき2,000円

(301)及び(302) 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく1級 建築士事務所等の登録 (同条第3項の規定に基づ 〈更新の登録を含む。〉 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める額

ア及びイ 略

(304) 建築士法第23条第1項の規定による1級建 築士事務所等の登録(同条第3項の規定による更 新の登録を含む。) に関する証明書の交付 1件 につき650円

(305) \sim (320) 略

- (321) 教育職員の免許状の授与又は交付に関する 証明書の交付 1件につき650円
- (322) 鳥取県立高等学校における単位修得証明 書、学習成績証明書、卒業証明書、修了証明書そ の他の証明書の交付(卒業した者に対して交付す るものに限る。) 1件につき420円
- (323) 鳥取県立特別支援学校における卒業証明書 その他の証明書の交付(卒業した者に対して交付 するものに限る。) 1件につき420円

(324) 略

(325) 略

(326) 略

- 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に 定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。
 - (1) 行政書士法第4条第1項の規定により総務大 臣の指定する者に行政書士試験の施行に関する事 務を行わせる場合における前項第1号の2の手数 料 行政書士試験の施行に関する事務を行う者 (2)~(13) 略

(296) \sim (300) 略

(301)及び(302) 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく1級 建築士事務所等の登録 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める額

ア及びイ 略

- (304) 建築士法第23条第3項の規定に基づく1級 建築士事務所等の更新の登録 次に掲げる区分に 応じ、それぞれに定める額
 - ア 1級建築士事務所 1件につき15,000円 <u>イ</u> 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1 件につき10,000円

(305) \sim (320) 略

(321) 略

(322) 略

(323) 略

- 定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。
- (1) 行政書士法第4条第1項の規定により総務大 臣の指定する者に行政書士試験の施行に関する事 務を行わせる場合における前項第1号の手数料 行政書士試験の施行に関する事務を行う者

(2)~(13) 略

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前				
別表第3(第13条関係)			別	表第3(第13条関係)			
事務	金額			事務		金額	
1~6 略				$1 \sim 6$ 略			
7 法第7条の6第	略			7 法第7条の6第	略		
1項第1号(法第				1項第1号(法第			
87条の2第1項又				87条の2第1項又			
は第88条第1項若				は第88条第1項若			
しくは第2項にお				しくは第2項にお			
いて準用する場合				いて準用する場合			
を含む。)の規定				を含む。)の規定			
に基づく仮使用の				に基づく仮使用の			
承認				承認			
7の2 法第12条第	1 件につき	650円					
7項の台帳に記載							
された事項に関す							
る証明書の交付							
8~38 略			Ī	8~38 略			
備考 略			-	備考 略			

(鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正)

第3条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改正前
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第3条 衛生所において行う診療その他の業務につい	第3条 衛生所において <u>行なう</u> 診療その他の業務につ
ては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該	いては、昭和30年農林省告示第778号に基づく家畜
<u>各号に定める額の</u> 手数料を徴収する。	<u>共済診療点数表のB種欄により算定した額により</u> 手
	数料を徴収する。
(1) 診療その他の業務(次号に掲げるものを除	
く。) 農業災害補償法施行規則により診療その	
他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容	
<u>に応じて農林大臣が定める点数等を定める件(昭</u>	
和30年農林省告示第778号)に基づく家畜共済診	

療点数表のB種欄により算定した額

(2) 検査証明書、予防接種証明書、家畜薬浴証明 書、家畜投薬証明書及び無病証明書の交付 1件 につき420円

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当 該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条 (法第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定により 県が徴収する道路占用料(以下「占用料」という。) の額及び徴収方法については、法令その他別に定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(延滞金の徴収)

第6条 略

2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、 鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号) の規定を準用する。

(道路予定区域についての準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、道路予定区域 に法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施 設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合に ついて準用する。

(委任)

第8条 略

(この条例の目的)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条の規定<u>に基き、</u>県が徴収する道路 占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方 法については<u>法令</u>その他別に<u>定があるものの</u>ほか、 この条例の定めるところによる。

(延滞金の徴収)

第6条 略

2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、 鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年11月鳥取県条例第 45号)の規定を準用する。

(委任)

第7条 略

別表(第2条関係)

別表(第2条関係)							
			占用料				
			金額				
	区分		単位	非課税 る占用	とされ		とされ 以外の
				市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
	法第 32条	略					
	第1 項第	略	略				
	31にげ工物 男男掲る作	地下に 設ける 電線そ の他の 線類					
		略					
	略						
	政第条6にげ施令7第号掲る設	略					
		57条第 :掲げる	占面1方ールつ1用積平メトにき年	Aに0.(じて得;		Aに0. 乗じて	
	備考	略					

別表(第2条関係)

יכ	142 (牙	5 4 宋)	ホノ					
			占用料					
	区分			金額				
			単位	非課税 る占用	とされ		とされ 以外の	
				市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
	法第 32条	略						
	第1項第	略	略					
	頃1にげ工物 男号掲る作	地下電 線その 他地下 に設け る 線類						
		略						
	略							
	政第条6にげ施令7第号掲る設	略						
	備考	略						

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第5条 鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前			
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)			
第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号	第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号			
に定める額の手数料を徴収する。	に定める額の手数料を徴収する。			
(1)~(46) 略	(1)~(46) 略			
(47) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭	(47) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭			
和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づ	和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づ			
く自動車の保管場所の確保を証する書面の交付	く自動車の保管場所の確保を証する書面の交付			
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額			
ア略	ア略			

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年1月4日から施行する。